

障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除制度のお知らせ

免除の申請をされる方は、印鑑、障害者手帳を持って役場福祉保健課までお越しください。

	全額免除対象要件	半額免除対象要件
身体障がい者	身体障害者手帳を持っている方がいる世帯で、世帯の全員が町民税非課税となっている世帯	世帯主が身体障害者手帳(1級または2級)を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯 世帯主が視覚障がい、または聴覚障がいの身体障害者手帳を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯
知的障がい者	療育手帳を持っている方がいる世帯で、世帯の全員が町民税非課税となっている世帯	世帯主が療育手帳(A判定)を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で、世帯の全員が町民税非課税となっている世帯	世帯主が精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級)を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯
その他の方	○生活保護を受けている世帯 ○「中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に規定する支援給付を受けている世帯	世帯主が受信契約者で、戦傷病者手帳(障がい程度が特別項症から第一款症)を持っている方

○問合せ 役場福祉保健課 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)
NHK北見放送局 (☎ 23-4184 北見市北斗町)

第35回 さむさむまつり

10:00 ~ 14:25 各種イベント

2/2(日) 公民館前特設会場

※イベント内容など詳細は2月号でお知らせします

10:15 ~ 13:45 売店オープン

※同時開催

第26回地場特産品開発物産展

- とき 2月2日(日) 10:00 ~ 14:00
- ところ 町公民館ロビー
- 主催 町商工会



第35回さむさむまつり実行委員会 (農林商工課内☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)

東日本大震災で被災された皆様にお見舞いを申し上げます

◇義援金総額 251万3,910円
(平成23年3月14日~平成25年11月30日)
町社会福祉協議会窓口で平成26年3月末まで義援金をお受けしています。

総務課交通防災係(☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)

1月21日~2月20日

「北方領土の日特別啓発期間」

2月7日は

「北方領土の日」

です



暴風雪による被害を防ぎましょう

交通障害や停電など情報収集と備えを

暴風雪時の基礎知識

吹雪をさえぎる建物や樹木が少なく、周囲が開けた平坦地では道路に吹き込む雪が多く、吹きだまりが発生、視界も悪くなります。

●高い地吹雪→気温が低く、風速が毎秒8m以上になると、雪面が目の高さ以上となり、これを「高い地吹雪」と言います。

●切土道路に注意→道路には周りの土地より高い盛土道路と、低い切土道路があり、切土道路は特に吹きだまりができやすいので、走行には注意が必要です。

吹雪に備えて

もしものときに備えて、次のことを心がけておきましょう。

- 冬道の必需品
防寒着・長靴・手袋・スコップ・けん引ロープなど
- 出発前は、テレビ、ラジオ、

暴風雪時の災害を防ぐためには、さまざまな情報収集と日常の備えなど、細心の注意が必要です。冬期間は、暴風雪などにより、道路状況や視界が悪化します。昨年3月上旬にオホーツク管内を襲った暴風雪被害を防ごうと、管内各市町村はじめ、網走地方道路防災連絡協議会や独立行政法人土木研究所「寒地土木研究所」は、「暴風雪災害における備え」の徹底など、地域住民に暴風雪の防災を呼びかけています。気象情報特に暴風雪に関する情報に注意し、暴風雪情報があった場合、「不要不急」の外出は避け、外出している場合は、気象情報や道路状況などを十分に把握しながら対応することが重要です。



インターネットなどで道路情報や気象情報に注意を払う
もし吹雪で動けなくなったら
雪でマフラーが埋まると、排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒の危険性がありますので、エンジンを切ってください。
また、エンジンをかける場合は、マフラー付近をこまめに除雪することが大切です。

気象情報や道路情報を確認しましょう

道路の情報(北の道ナビ:規制、吹雪の視界予測)

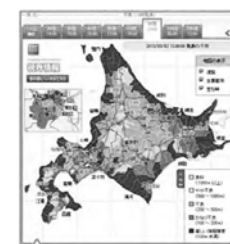
<http://northern-road.jp/navi/>

北海道地区 道路情報(北海道開発局)

<http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/index.htm>

気象の情報(気象庁)

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



吹雪の視界予測情報

情報提供: 網走地方道路防災連絡協議会



冬季の停電に備えて

冬季の停電の際、夏季同様に食料の備蓄はもちろんです。暖房器具など日常生活で使用している電気器具が使えなくなることから、電池式のポータブルストーブや、懐中電灯を含む照明器具、ガスコンロなどを備え、点検しておくことが大切です。

停電でお困りのことがあれば、役場総務課までご連絡ください。

■問合せ 総務課交通防災係(☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)